

管理 No.	f 051
--------	-------

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署:福祉部障がい福祉課
(療育係 / 内線: 2792)

根拠区分	法律 ・ 条例	
処分の名称	障害児通所給付費等の取消し	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	児童福祉法 (昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号)
	根拠規定条項	21 の 5 の 9-1
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	児童福祉法施行規則 (昭和 23 年 3 月 31 日号外厚生省令第 11 号)
	基準規定条項	18 条の 24
	処分基準	十八条の二十四 町村は、法第二十一条の五の九第一項の規定に基づき通所給付決定の取消しを行つたときは、次の各号に掲げる事項を書面により通所給付決定保護者に通知し、通所受給者証の返還を求めるものとする。 法第二十一条の五の九第一項の規定に基づき通所給付決定の取消しを行つた旨 通所受給者証を返還する必要がある旨 通所受給者証の返還先及び返還期限 前項の通所給付決定保護者の通所受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。
行政手続法(条例) 第 13 条適用関係	弁明の機会の付与	
本票の作成日	平成 29 年 2 月 3 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	